

「京都府受動喫煙防止憲章」改正概要について

平成30年12月
健康福祉部

1 憲章の概要

「受動喫煙ゼロ」の京都府を目指すため、府民や関係団体、事業者等幅広い団体・個人の行動指針として、平成24年3月に策定したものを。

なお、策定に際しては、がん対策の府民運動を展開するために設置した「京都府がん対策推進府民会議」に「たばこ対策部会」を設け議論を重ねたところ。

2 憲章改正の背景

今般、①望まない受動喫煙をなくすこと、②受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に特に配慮すること、③施設の類型や場所ごとに対策を実施することを基本的な考え方とした改正健康増進法が本年7月に成立したことに伴い、上記憲章についても、関係団体の意見を踏まえ、「たばこ対策部会」での議論を経て、改正しようとするもの。

3 主な改正内容

① 健康増進法を踏まえた改正

受動喫煙の定義	新設：健康増進法第25条の4第3項から引用
対象施設の定義	現行：公共性の高い施設は建物内禁煙 その他多数の者が利用する施設は実情に応じて取り組む 改正：多数の者が利用する施設においては、改正健康増進法を遵守することはもとより、より一層の受動喫煙防止対策を推進
20歳未満の取組	新設：健康増進法第33条第5項から引用

② 新たな課題を踏まえた改正

三次喫煙、乳幼児の誤飲等	健康増進法に規定されていない独自内容
--------------	--------------------

③ その他所要の改正

観光客の記述等	現行憲章は複数箇所に記述があることから、まとめて記述
---------	----------------------------

4 その他

① 府民意識調査結果（6,500人）

- ・法改正について：法の周知・徹底46.5%、更に規制強化24.7%、法は厳しすぎる13.7%
- ・府に望むこと：喫煙者マナーの向上55.1%、受動喫煙の悪影響等の周知38.0%
屋外での対策強化37.8%

② 飲食店実態調査結果（1,663店）

- ・府に望むこと：表示ステッカー配布56.1%、法改正等の情報提供21.0%
- ・その他意見：加熱式たばこの取り扱いがわからない、規模に関わらず全て禁煙にしてほしい、喫煙者が来なくなると経営が成り立たない 他

京都府受動喫煙防止憲章

— 「受動喫煙ゼロ」の京都府を目指すために —

平成 30 年 12 月

京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会

たばこの煙には、ニコチンや種々の発がん物質、一酸化炭素、その他多種類の有害物質が含まれています。

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる「受動喫煙」は、不快な症状を及ぼすだけでなく、肺がん、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患や脳卒中をはじめ、子どもの呼吸器疾患、歯周病のリスクの上昇など健康への影響も報告されています。さらに、流産、早産及び死産のリスクや低出生体重児の率が上昇するほか、乳幼児突然死症候群の原因となると報告されています。

たばこによる健康被害は、喫煙者が吸っている煙より、各種有害物質が多く含まれるたばこから立ち上る煙が周囲に拡散することで、自らの意志とは関係なくたばこの煙を吸わされる周囲の全ての人々の健康問題でもあり、特に、より深刻な影響を受ける子ども、患者、妊産婦等を受動喫煙の害から十分に保護する必要があります。

喫煙による健康への直接的な影響について、広く府民に伝えることはもとより、特に未成年者に対して正しい知識を普及するとともに、府民の健康を守るという観点から、より一層の受動喫煙防止対策に取り組むことが必要です。

このため、京都府では「受動喫煙」を受ける機会をゼロにすることを目指し、平成24年3月に京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会を中心に、府民や施設管理者等の各主体がそれぞれ自主的に取り組む府民運動として、「京都府受動喫煙防止憲章」を策定し受動喫煙防止対策に取り組んできました。

今般の改正健康増進法を踏まえ、受動喫煙防止対策に関わる関係団体相互の連携を強化し、より一層京都府全体で受動喫煙防止対策を推進していくものとします。

○多数の者が利用する施設においては、改正後の健康増進法を遵守することはもとより、より一層の受動喫煙防止対策の推進に努めます。

○行政は、受動喫煙が及ぼす健康への影響や具体的な受動喫煙防止対策の内容等について、広く府民に周知を図ります。また、教育機関等と連携し、小・中・高校等における教育をより一層推進します。

○保健医療関係団体は、受動喫煙防止対策推進のための知識や情報を提供します。

○さらに、京都には多くの大学が立地しており、たばこを吸い始める年代の若者も多いことから、周囲の人への喫煙による影響等を理解してもらうための取組を大学と連携して進めます。

○施設管理者は、府民はもとより、国内外の観光客を含む全ての人に、受動喫煙が生じることなく安心して施設を利用できるよう、施設が実施している受動喫煙防止対策をわかりやすく表示します。

○施設管理者は、受動喫煙にあわないよう、従業員も含めて20歳未満の者を喫煙可能な場所に立ち入らせません。

○加熱式たばこについては、受動喫煙による健康影響について十分な知見が出るまでの間、改正健康増進法を踏まえ、従来のとばこと同様の取り扱いとします。

○喫煙者は、屋外や家庭等において喫煙をする場合は、受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮するほか、三次喫煙（たばこの火が消された後も衣服やカーテン等に残留する有害物質を吸入すること）や乳幼児の誤飲等にも配慮します。

○たばこをやめたいと考えている喫煙者が、円滑に喫煙をやめることができるよう、各主体がそれぞれの立場から支援します。

<参考> 受動喫煙による年間死亡数全国推計値

15,030人

(厚生労働省科学研究事業による2014年死亡数からの推計値)

京都府

[ホーム](#) > [健康・福祉・人権](#) > [健康・医療](#) > [京都府のたばこ対策情報](#) > 「受動喫煙防止対策を推進するための連携に関する協定」の締結について

[ツイート](#) [いいね!](#) 0

「受動喫煙防止対策を推進するための連携に関する協定」の締結について

たばこの受動喫煙防止対策を推進する「健康増進法の一部を改正する法律」の成立及び「京都府受動喫煙防止憲章」の改正に伴い、この度、京都府・京都市・京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会の三者において、「受動喫煙防止対策を推進するための連携に関する協定」を平成30年12月20日に締結しました。

この協定は、行政と生活衛生業を営む事業者団体の連携のもと、改正後の健康増進法等に基づき、利用者が施設利用の際に正しい選択ができるよう店頭表示等標識が適切に掲示されるよう推進していくものです。

また、厚生労働省健康局健康課たばこ対策専門官 平野公康氏による改正健康増進法に関する講演会も開催しました。

協定書締結式



講演会



お問い合わせ

健康福祉部健康対策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話番号: 075-414-4766
ファックス: 075-431-3970
kentai@pref.kyoto.lg.jp

Copyright © Kyoto Prefecture. All Rights Reserved.

受動喫煙防止対策を推進するための連携に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）、京都市（以下「乙」という。）及び京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、平成30年7月に成立した「健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）」（以下「改正健康増進法」という。）、及び甲が策定した「京都府受動喫煙防止憲章」（以下「憲章」という。）、乙が策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」に定める受動喫煙防止対策（以下「プラン」という。）に基づき、多数の者が利用する店舗等の施設における受動喫煙の防止のための取組を共同で進め、住民及び国内外からの観光客等、誰もが安心して店舗等を利用できる環境づくりを推進し、受動喫煙が及ぼす健康への影響から人々の健康を守ることを目的とする。

（連携・協力事項等）

第2条 本協定に基づき、甲、乙及び丙は、改正健康増進法、憲章及びプランの趣旨を踏まえ、受動喫煙防止の取組を、連携して広く住民や関係事業者に周知するとともに、利用者が施設利用の際に正しい選択ができるよう店頭表示等標識が適切に掲示されるよう推進していくものとする。

2 丙は、参画する団体を通じて、当該団体の組合員に対し、改正健康増進法及び憲章、プランの趣旨を踏まえ、受動喫煙防止対策が適切に講じられるよう実態調査等をはじめ、必要な助言及び協力を行うものとする。

3 甲及び乙は、前項の取組に関して、事業者の主体的な活動として支援し、必要な助言及び協力を行うものとする。

4 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、丙に参画する団体に属さない事業者に対する受動喫煙防止対策の推進について連携・協力する。

(協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとし、期間満了1箇月前までに甲、乙又は丙から特段の申し出がない限り、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協定の変更及び解除)

第4条 甲、乙又は丙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名して、各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月20日

甲 京都府
代表者 京都府知事

乙 京都市
代表者 京都市長

丙 京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会
代表者 会長

京都府における改正健康増進法等の主な対応について

<府民・関係団体等への説明会等>

●平成30年度（11月のたばこ対策部会以降）

- ・受動喫煙防止対策説明会の開催（平成31年2月22日(南部)、26日(北部)）
- ・府民だより掲載（2019年3月号）
- ・KBSラジオCM（平成31年2月 20本放送）
- ・京都府薬剤師会、京都府柔整復師会にチラシ送付

●令和元年度

- ・シンポジウム世界禁煙デーin 京都（共催:府、京都市、京都禁煙推進協会。日時:令和元年6月1日、場所:京都女子大）
- ・食品衛生協会研修会に出講（元年6月6日、10日、11日）
- ・介護事業者等集団指導でチラシ配布（元年6月3日、5日、7日）
- ・指定障害福祉サービス事業者等集団指導でチラシ配布（元年6月12日、14日）
- ・第2回受動喫煙防止対策事業者連絡協議会総会で改正法の概要、相談窓口の案内等（元年7月22日）
- ・京都府喫茶飲食生活衛生同業組合講習会で改正法概要、相談窓口等の案内（元年9月9日）
- ・府内保健所におけるステッカーの配布（元年10月～）
- ・京都府喫茶飲食生活衛生同業組合受動喫煙防止対策説明会（元年12月6日）
- ・KBS京都「おはよう！輝き世代」での放映（年末以降の放送予定）

<関係団体の会報誌への掲載等>

●京都薬剤師会（2019年8月号）

～薬局のみなさまへ～ **健康増進法改正に伴う**

受動喫煙防止対策について

3つの基本的な考え方

- 1 望まない受動喫煙を減らす
- 2 受動喫煙による健康被害が大きい子ども、患者等に特に配慮
- 3 施設の種類・場所ごとに対策を実施

禁煙はどうすればいいの？

2019年7月から薬局や病院、学校、行政機関、児童福祉施設等は「**敷地内禁煙**」となりました。

その他の施設は、2020年4月から「**原則屋内禁煙**」となります。

●京都府食品衛生協会（2020年1月号）

京都府からのお知らせ

2020年4月から
集会所、飲食店など多くの施設において
屋内は原則禁煙になります

改正健康増進法が2020年4月1日より全面施行されますので、その対応を詳しくご案内いたします。

- 1 20改正法では喫煙エリアの立ち入りを禁止
- 2 屋内での喫煙には喫煙者の設置が必須
- 3 喫煙区には禁煙表示の掲示が必須

問い合わせ先
各自治体の保健所に連絡ください
※京都府内の施設については、075-746-0747(保健課)までお問い合わせください。

乙訓支庁事務所 075-933-1153	山崎支庁事務所 0774-72-0961	中河内保健所 0773-22-6361
山崎支庁事務所 0774-71-2192	園部保健所 0771-63-4752	中河内保健所 0773-75-0906
		丹波保健所 0772-62-4312

京都府健康増進課 075-414-4739 075-431-3970

よくあるご質問にお答えします

Q 「加熱式たばこ」の扱い？
「加熱式たばこ」は、当然喫煙。「加熱式たばこ」と同じ喫煙の扱いされます。

Q ショッピングモール内等に薬局がある場合はどうなるの？
ショッピングモール内に店舗がある場合は、当然喫煙区分のみ「禁煙」となります。
【ショッピングモール内には禁煙表示を掲示することはありません。】

Q 違反した場合は、罰則があるの？
罰則は、禁煙区画内に喫煙した場合は、罰則規定には、罰則の対象となることがあります。

詳しい情報はこちらへ
075-414-4739

京都府健康増進課

京都府各保健所における令和元年度の取組について

	防煙(未成年者の喫煙防止)	禁煙支援	受動喫煙防止	その他
乙訓	<ul style="list-style-type: none"> 防煙教育媒体の貸出(小学校5校、中学校1校、高等学校1校) 体験型防煙教育見学研修会の開催(小学校1回 対象:公立小中学校教員、乙訓薬剤師会員等) 	<ul style="list-style-type: none"> 管内の禁煙支援医療機関について案内チラシを作成、保健所ロビーに配架 商工会健診において禁煙相談の実施 結核治療中の喫煙者に対して禁煙指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 世界禁煙デーで総合庁舎ロビー、歯のひろばにおいて啓発コーナーの設置、啓発グッズの配布 世界禁煙デーで長岡京市と協働しショッピングセンターにおいて街頭啓発(啓発グッズの配布) 商工会健診において啓発コーナーの設置、受動喫煙防止に関するアンケートの実施 	-
山城北	<ul style="list-style-type: none"> 2中学校にて防煙教室の実施(うち1校は禁煙推進協議会との協働) 禁煙週間に合わせ3大学への啓発活動(喫煙に関するクイズ回答者:3大学合わせて計380名) 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発媒体の貸出(R1年4月~12月の間で17件) 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生室の協力を得て、保健所窓口での飲食店事業者に対する説明、相談(11月末時点で計96件) 事業所健康管理担当者等へ喫煙の害についての説明(10月宇治田原町工業団地、約45名) 	<ul style="list-style-type: none"> 改正健康増進法の配慮義務に関する指導(1件)
山城南	<ul style="list-style-type: none"> 防煙教育の実施(中学校4回、高等学校1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 木の津まつり、せいか祭り等において、山城南地域府民会議(相楽薬剤師会)として、禁煙相談コーナーを開設 	<ul style="list-style-type: none"> 世界禁煙デーで、ふれあいまつりにおいて、精華町と協働し啓発グッズの配布 世界禁煙デーで、保健所ロビーにおいて、啓発グッズの展示、リーフレットの配布。職員へタバコに関する動向について説明。 	-
南丹	<ul style="list-style-type: none"> 防煙教育の実施(小学校5回、中学校3回、高校5回、企業1 R1、12、10現在実施予定数含む。) 啓発媒体の貸し出し。 学校主体で実施できるようH29年度に作成した指導案の更新。 成人式における啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦・子どものいる家庭向け啓発チラシの配布。 禁煙支援施設(禁煙外来、薬局、禁煙支援歯科医院)案内チラシを作成中、医療機関や市町での健診、健康イベント等で配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ①公共施設における実施状況調査を受けて啓発。 ②管内2市1街において禁煙週間における街頭啓発及びアンケート実施。 ③森の京都・京都丹波EXPO健康ブースでのパネル展示及びクイズの実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ①京都丹波タバコ部会の開催。 ②京都丹波地域におけるタバコ対策指針の改訂作業。 ③亀岡市路上喫煙規制に関する条例に係る1周年記念街頭啓発。
中丹西	<ul style="list-style-type: none"> 防煙教育媒体貸出(中学校1校) 	<ul style="list-style-type: none"> 健康出前講座「たばこの害の基礎知識」を実施(管内企業1社:喫煙者200名) 世界禁煙デー・禁煙週間に合わせ福知山総合庁舎内府民ホール及び保健所棟掲示板にポスター掲示等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 世界禁煙デーで、イオン福知山店前にて改正健康増進法(以下、改正法)に係るチラシ等の配布 長田野工業センター工場長会にて改正法の概要と求められる対応に係る周知・啓発(45名) 「保健所だより」(市民向けR1年10月発行)に改正法についての記事掲載(A4・1頁) 「衛生だより」(管内飲食店向けR2年1月発行)に改正法についての記事掲載(A4・1/2頁) 「健康情報メール」(管内企業向けR1年7月発行)による改正法についての周知啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 中丹の各地域総務室より依頼を受け府職員向け「禁煙セミナー」を実施(福知山19名、舞鶴4名、綾部10名)
中丹東	<ul style="list-style-type: none"> 防煙教育従事者研修会の開催 教育媒体の貸出(高校1校、中学校2校、小学校1校) 体験型防煙セミナーに協力(中学校1校) 出前語り(市学校保健会の研修) 教育パンフレットの配布(希望の小・中学校) 	<ul style="list-style-type: none"> 世界禁煙デーで、病院と協働して禁煙相談、呼気CO濃度測定 医療機関に教育媒体貸出(1カ所) 市イベントで、呼気CO濃度測定、味覚チェック、啓発媒体展示、啓発物配布 	<ul style="list-style-type: none"> 世界禁煙デーで、病院と協働して啓発媒体展示、ポスター掲示、のぼり設置、リーフレット・啓発物配布 世界禁煙デーで街頭啓発(ポスター掲示、のぼり設置、リーフレット・啓発物配布) 府庁舎3カ所にポスター展示 地域府民会議で講演会の開催 	-
丹後	<ul style="list-style-type: none"> 体験型防煙教育(中学校3校)の協力 物品の貸し出し(中学校1校) 	<ul style="list-style-type: none"> 世界禁煙デー、禁煙週間に宮津ミップルギャラリーにて宮津市と共催で禁煙支援、受動喫煙防止に係る展示 世界禁煙デーに健康づくりニュース(禁煙)をメールで企業配信 看護の日イベントの一環として禁煙相談、呼気CO濃度測定、受動喫煙防止啓発実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域府民会議総会で参画団体に向け健康増進法改正と受動喫煙防止をテーマに講演会開催 宮津市と共催で世界禁煙デーに受動喫煙防止に係る街頭啓発実施 禁煙週間に庁舎府民ホールで府民向け受動喫煙防止について展示 保健所健康だより(地域情報紙)に健康増進法改正による受動喫煙防止対策について掲載 衛生協会主催の食品衛生指導員部会で健康増進法改正について説明、周知 	-

第二期京都市がん対策推進計画の進捗について(たばこ部分抜粋)

分野	計画の方向性	目標値	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和元年度取組状況 (12月末時点 実施見込含)	
防煙 (未成年喫煙 防止)	○たばこに関する啓発 ○防煙教育の働きかけ、環境整備 ○未成年がたばこを入手できさない環境整備	防煙教育実施数 200校 (2023年度)	121校	111校	110校	・がん教育の中で防煙教育を実施 (70校) ・保健所における防煙教育の支援 (40校) ・保健所における従事者研修会や見学会の開催 (2回) ※NPO京都禁煙推進研究会の協力含む	
		未成年喫煙率 0% (2023年度)	—	—	—		
禁煙支 援	○禁煙治療・指導体制の充実 ○相談窓口の充実、妊婦健診等受診者に禁煙の働きかけ	禁煙外来施設数 460施設 (2023年度)	356施設 (H29)	356施設 (H30.8 時点)	363施設 (R1. 9月 時点)	・がん予防セミナー (事業所向け出前講座) 等、企業での禁煙支援等の実施 (5回) ・禁煙支援リーフレットの作成し、府民会議団体や禁煙外来等医療機関、様々なイベントで配布 (約1万部)	
		妊娠中の喫煙率 0% (2023年度)	—	—	—		
		喫煙率※ (男女)	12% (2022年度)	17.8% (H28)	17.8% (H28)	17.8% (H28)	
		喫煙率※ (男性)	21% (2022年度)	27.9% (H28)	27.9% (H28)	27.9% (H28)	・職員等向け禁煙セミナーの開催 (2回)
		喫煙率※ (女性)	5% (2022年度)	6.6% (H28)	6.6% (H28)	6.6% (H28)	
		禁煙支援薬局数 160施設 (2023年度)	82施設 (H28)	97施設 (H30 月)	106施設 (R1. 11 月)		
受動喫 煙防止	○受動喫煙防止憲章の徹底 ○実態調査や啓発	行政機関 0% (2022年度)	10.2% (H28)	10.2% (H28)	10.2% (H28)	・NPO京都禁煙推進研究会等と協働し、世界禁煙デーイベントを開催 (6/1、約300名参加)	
		医療機関 0% (2022年度)	5.5% (H28)	5.5% (H28)	5.5% (H28)	・世界禁煙デーに京都市、たばこ対策部会等と共同で5/31四條烏丸交差点での街頭啓発および5/30大谷大学キャンパスで啓発実施	
		受動喫煙のない職場の実現 (2020年度)	31.6% (H28)	31.6% (H28)	31.6% (H28)		
		家庭 3% (2022年)	10.3% (H28)	10.3% (H28)	10.3% (H28)		
		飲食店 15% (2022年度)	45.5% (H28)	45.5% (H28)	45.5% (H28)		

各団体における令和元年度の取組実績

	防煙(未成年者の喫煙防止)	禁煙支援	受動喫煙防止	その他 (改正健康増進法に関すること等)
京都府医師会	京都禁煙推進研究会との共催にて、京都府内の小・中学校・高校で防煙授業・防煙セミナーを実施している	職員に対し禁煙指導を行っている	世界禁煙デーでは、会館のグリーンライトアップに協力した	改正健康増進法については、会報に記事を掲載し、周知した
京都府歯科医師会	・各種イベントにてタバコと歯周病に関するリーフレットを配布 ・京都府歯科医師会主催イベントにて京都禁煙推進研究会のブース出店	・各種イベントにてタバコと歯周病に関するリーフレットを配布 ・京都府歯科医師会主催イベントにて京都禁煙推進研究会のブース出店	・各種イベントにてタバコと歯周病に関するリーフレットを配布 ・京都府歯科医師会主催イベントにて京都禁煙推進研究会のブース出店	-
京都府薬剤師会	-	①会員に対して「禁煙支援薬局認定研修会」開催(64名参加) ②禁煙支援薬局の認定(106薬局)・当会のホームページに掲載	令和元年5月31日の「世界禁煙デー街頭啓発」に参加	-
特定非営利活動法人 京都禁煙推進研究会	【防煙授業】:のべ88回、10719名(京都府全体では78回、9336名) 京都市内中高校 :41回 5523名 京都府下小中高校 :26回 2964名 看護学校・看護大学:10回 824名 大学 :1回 55名	第34回禁煙指導者講習会「標準手順書に基づいた禁煙治療の講義、精神科における禁煙治療・病院の敷地内禁煙の方法を考える、動機づけ面接を活用した禁煙治療と支援の実践についてワークショップ」 8月4日、京都テルサ 参加者110名	第21回卒煙サポーター養成講座(禁煙支援薬局認定講習会)「受動喫煙対策にどう向き合うか～職員として、専門職として～」 2020年3月1日 池坊短期大学にて開催予定	禁煙・受動喫煙防止啓蒙活動 2019年世界禁煙デーin 京都:6月1日、京都女子大学 参加者277名 ライトアップ:京都府庁旧本館・二条城・京都府医師会館・向日神社、共催: 京都府、京都市
京都市	・京都府医師会、NPO京都禁煙推進研究会、京都市教育委員会と協力して中学・高校生を対象に授業形式による「防煙セミナー」の実施。 ・たばこの害を未成年者にわかりやすく記載したパンフレットの配付。	・保健福祉センターにおける禁煙相談・支援の実施 ・インターネットを活用した喫煙者に対する禁煙支援プログラムの提供。	・受動喫煙の防止、喫煙マナーを呼びかける「のぼり」を作成し、市内の幼稚園、保育園、児童館等、小学校、病院に配布し、受動喫煙の防止に向けた啓発の実施。 ・市内各所にある市政広報板を活用し、路上を通行する多くの方に対する受動喫煙防止等の訴求。 ・施設(第一種施設、旅客運送事業自動車、飲食店)の管理権原者等に対して、法制度の詳細等に係るリーフレット等を配付。 ・標識掲示を徹底するために、「喫煙可能とする場合に義務付けられる標識」、「店内が禁煙である旨を掲示する標識」を作成し、市内の飲食店に配付。 ・市民の方や事業者の方からの受動喫煙防止対策に関する相談窓口及び既存特定飲食提供施設の経過措置制度に関する届出窓口を設置。 ・飲食店における喫煙標識の掲示状況の確認等、令和2年4月の全面施行を踏まえた監視・指導体制の整備。 ・世界禁煙デー、禁煙週間における受動喫煙の防止に係る普及啓発(街頭啓発等)の実施。	-
京丹後市健康推進課(京都市長会)	・喫煙の害と健康についての学習を各学校にて実施(小6:体育科保健分野、中3:保健体育科、高校:保健体育の授業)	-	・総合検診会場にて、「たばこと健康」のポスター掲示およびチラシの配布 ・広報紙、市ホームページに記事の掲載(世界禁煙デー)	・部局長会議において法改正についての説明 ・公共施設を管理する課等に対し、公共施設の受動喫煙防止対策調査を実施 ・庁内関係部局(公共施設管理)の調整会議を実施し、対策の方針を示す ・2月広報紙に記事掲載し周知啓発(予定)
与謝野町保健課(京都市長会)	中学校に1回	-	・庁舎・保健センターにポスター貼付 ・3歳児健診で保健指導(リーフレット活用)	改正健康増進法について広報に掲載(1月発行分)
精華町立精華中学校(京都市長会)	・保健体育科の授業(2時間扱い) ・喫煙防止教室の開催(1回)	・敷地内禁煙の実施 ・体育大会の際には、敷地外の教員用駐車場に喫煙場所を設置	・職員会議において、改正健康増進法の情報を提供	特にありません

2019年度 NPO 法人京都禁煙推進研究会（以下 NPO）活動報告

(3月までの予定を含む)

1. 防煙教育（3月末までの予定を含む）

【防煙授業】：のべ88回、10719名(京都府全体では78回、9336名)

京都市内中高校：41回 5523名(京都市、京都市教委関係)

京都府下小中高校：26回 2964名(京都府医師会関係)

看護学校・看護大学：10回 824名(京都府看護協会関係他)

大学：1回 55名

京都府以外：10回 1353名

【大学関係】第8回京都学生健康フォーラム（第2回ヘルシーキャンパスフォーラム）

「あなたも健康について見直してみませんか？」

12月8日、立命館大学 参加者106名

主催：ヘルシーキャンパス京都ネットワーク、京都学生健康フォーラム実行委員会

共催：京都市、NPO、京都大学生生活協同組合、立命館生活協同組合

2. 禁煙治療・支援

第34回禁煙指導者講習会「標準手順書に基づいた禁煙治療の講義、精神科における禁煙治療・病院の敷地内禁煙の方法を考える、動機づけ面接を活用した禁煙治療と支援の実際についてワークショップ」

8月4日、京都テルサ 参加者110名

共催：NPO、一般社団法人日本禁煙学会 禁煙治療と支援委員会

3. 受動喫煙防止

第21回卒煙サポーター養成講座（禁煙支援薬局認定講習会）

「受動喫煙対策にどう向き合うか～職員として、専門職として～」

2020年3月1日 池坊短期大学にて開催予定

共催：京都府薬剤師会・京都府看護協会・NPO 法人京都禁煙推進研究会

後援：京都府医師会・京都府歯科医師会・京都府栄養士会・京都府病院協会・京都私立病院協会・

京都府介護支援専門委員会・京都府歯科衛生士会

4. 禁煙・受動喫煙防止啓蒙

2019年世界禁煙デーin 京都：6月1日、京都女子大学 参加者277名

ライトアップ：京都府庁旧本館・二条城・京都府医師会館・向日神社

共催：京都府、京都市

後援：向日市、京都府医師会、京都府歯科医師会、京都府薬剤師会、京都府看護協会、

京都府病院協京都私立病院協会、京都府栄養士会、京都府歯科衛生士会、京都府介護支援専門員会

5. その他

行事への参加、医療従事者へのタバコ問題・喫煙防止教育関連の講演や研修会

- ・京都府看護協会「看護の日」5月11日(ゼスト御池) 禁煙、受動喫煙啓発コーナー担当
- ・京都市タバコ担当者への従事者研修会(喫煙防止教育)(市役所) 5月20日
- ・京都府歯科医師会「歯のひろば」6月2日(みやこメッセ)・「いい歯の日」(府歯科医師会館) 11月9日
禁煙、受動喫煙啓発コーナー担当
- ・京都府薬剤師会学校薬剤師部会 7月21日(京都府薬剤師会館) 講演「加熱式タバコを知り、プロとして伝える」
- ・京都府看護協会 初任者研修 9月10日(京都市)10月2日(福知山市) 看護師のための研修会(総参加者80名)
- ・第14回卒煙支援勉強会の開催 10月6日(参加者12名)
- ・府医師会「くらしと健康展」10月27日 禁煙、受動喫煙啓発コーナー担当

府や各保健所からの依頼で研修会を担当

- ・きょうと健康長寿推進丹後地域府民会議総会 講演「健康増進法改正と受動喫煙防止」
5/31 宮津ミップル コミュニティールーム
- ・きょうと健康長寿推進中丹東地域府民会議 講演「健康増進法改正に伴う受動喫煙防止対策について」
7/24 中丹東保健所
- ・乙訓保健師研修会 講演「改正健康増進法と加熱式タバコ」7/29 乙訓保健所
- ・中丹東保健所 研修会「未成年者防煙教育従事者研修会」8/1 中丹東保健所
- ・京都府行政施設の安全衛生管理者等を対象とした受動喫煙防止研修会
講演「健康増進法改正に当たって～受動喫煙の捉え方・考え方～」
10/9 京都府立中丹勤労者福祉会館 11/28 京都府庁福利厚生センター

年間を通じ行政や各団体と協力し喫煙防止授業、禁煙支援や受動喫煙防止の啓発を行い、またそれに従事する者への研修も実施した。

